

金山町森林整備計画

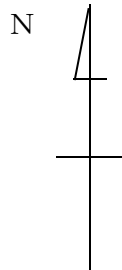
福島県

金山町

(令和5年度変更)
金山町森林整備計画

計画期間 自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 14 年 3 月 31 日

福島県
金山町



市町村位置図

※



(凡 例)

- 山 岳 ▲
- 河 川 〰〰〰
- 都道府県界 ———
- 森林計画区界 - - - - -
- 市町村界
- 国 道 〰〰〰

概要図



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項・・・・・・・・・・	1
1	森林整備の現状と課題	
2	森林整備の基本方針	
3	森林施業の合理化に関する基本方針	
II	森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）・・・・・・・・	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第2	造林に関する事項・・・・・・・・・・	6
1	人工造林に関する事項	
2	天然更新に関する事項	
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨 の命令の基準	
5	その他必要な事項	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及 び保育の基準・・・・・・・・・・	10
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2	保育の種類別の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項・・・・・・・・・・	12
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 及び当該区域における森林施業の方法	
3	その他必要な事項	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 ・・・・・・・・・・	14
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	
5	その他必要な事項	
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項・・・・・・・・・・	15
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4	その他必要な事項	

第 7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項・・・	1 6
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
3	作業路網の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
第 8	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
III	森林の保護に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
第 1	鳥獣害の防止に関する事項・・・・・・・・	2 0
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
2	その他必要な事項	
第 2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項・・	2 0
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	
2	鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く）	
3	林野火災の予防の方法	
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5	その他必要な事項	
IV	森林の保健機能の増進に関する事項・・・・・・・・	2 1
1	保健機能森林の区域	
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
V	その他森林の整備のために必要な事項・・・・・・・・	2 1
1	森林経営計画の作成に関する事項	
2	生活環境の整備に関する事項	
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	
4	森林の総合利用の推進に関する事項	
5	住民参加による森林の整備に関する事項	
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	
7	その他必要な事項	
【別表 1】	・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
【別表 2】	・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5

I 伐採、造林、保育その他森林整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、福島県の西部に位置し、東は三島町に、南は昭和村に、西は只見町に、北は越後山脈を挟み新潟県に接している山間部で、近郊都市会津若松市から約60kmの地点にあり、南北に20.54km、東西に19.90kmあり、総面積は29,392haである。町の周囲は、標高800mから1,300mの急峻な山々に囲まれ、中央部を南西から北東に向かって尾瀬を源流とする只見川が流れ、それに滝沢川、山入川、霧来沢、野尻川等の大小支流が流れ込み深い溪谷を刻んでいる。また、東部には沼沢火山による二重火山のカルデラ湖「沼沢湖」があり、周辺部は軽石粒堆積物がつくる丘陵地が発達しているが、只見川とその支流は河岸段丘の発達が少なく平地は狭小である。地質の大部分は、凝灰岩を主とし、砂岩、泥岩、石英安山岩等からなっていて、土壌は、適潤性褐色森林土を主としているところが多く、沼沢火山による台地は黒ボク土壌が広く分布している。

気候は、積雪が多い日本海型で、夏季は高温多湿であり、寒暖の差が大きく春、夏、秋、冬の四季の変化がはっきりしている。

森林面積は、27,029haで総面積の92.0%を占めており、森林の十分な活用が期待される地域であるが、そのうち国有林が16,863haで森林面積の62.4%、民有林が10,166haで森林面積の37.6%となっており、このうち人工林が2,702haで人工林率は26.6%となっている。人工林については、手入れがされないために所有境界が不明確な森林も増加しており、その背景には材価の低迷による林家の経営意欲の低下、林業労働力の減少と超高齢社会の進行等、国産材供給の担い手不足が大きな要因となっている。

また、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う森林への放射性物質の影響によって、森林整備の停滞、特用林産物の出荷制限、風評害など森林・林業・木材産業は大きな被害を受けている。

このような状況に対し、山村の活性化を求め、森林資源の充実と地域林業の振興を図るには、林家、生産森林組合を中心とした地域の育成と森林組合作業班、共同体などの組織化を図り、林業労働力の確保と質の向上を求め、計画的な造林を促進させる。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、資源状況の適確な把握に努めるものとする。

この際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源推進の対策の必要性を考慮する。

また、多様な森林資源の整備及び保全を図るため、森林の有する各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林保護の推進等に努めるものとする。

なお、放射性物質対策については放射性物質の影響に応じて、森林整備とその実施に必要な放射性物質の拡散抑制対策を実施し、森林環境の回復を図るものとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

ア 水源涵養機能維持増進森林

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進す

る施設等が整備されている森林。

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗力が高い森林

エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林。

オ 木材等生産機能維持増進森林

材木の育成に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源涵養機能維持増進森林

洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。

自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

災害に強い町土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。

自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、重要な役割を果た

している保安林の保全を推進する。

エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林
町民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。また、野生動物の生育・生息環境にも配慮した適切な保全を推進する。

オ 木材等生産機能維持増進森林

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。

この場合、施業の集約化や機能化を通じた効率的な整備を推進する。

なお、更新にあたっては花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽等に努めるものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、国、県、町及び森林・林業・木材産業等の関係者が緊密な連携を図りつつ、地域における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業体等による「森林経営計画」の作成を推進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとします。また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする「施業実施協定」の締結等により、森林所有者等が共同で行う施業の確実な実施を促進するものとする。

なお、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進める。

その際、施業等の委託が円滑に進むよう森林の土地所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともにその情報提供を促進するものとする。また施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとする。

このほか、間伐等の適切な実施による森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や森林GISの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種
-----	-----

	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ
金 山 町	4 5 年	5 0 年	4 5 年	4 5 年

地 域	樹 種			
	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
金 山 町	5 5 年	1 5 年	6 5 年	2 0 年

(注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとする。

また、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流失等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないよう「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）」を考慮し伐採の方法等を決定することとします。

- ・皆伐： 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて少なくとも概ね20ヘクタール毎に保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
- ・択伐： 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、原則として材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適正な伐採率により一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～カに留意する。

ア 1箇所当たりの伐採面積については、保安林等法令により立木の伐採に制限のある森林については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。また、制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保に配慮して1箇所当たりの伐採面積を20ha以下とし、努めて小規模に抑えるとともに伐採箇所についても分散を図るものとする。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な樹木等について、保残等に努める。

ウ 森林の有する多面的機能の発揮を確保する観点から、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽

を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状または群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させるものとする。また、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。特に、天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず保護樹帯を設置する。

カ 上記イ～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえる。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

未利用間伐材をはじめ、伐木造材時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を推進するものとする。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因にならないよう適切な処理を行うものとする。

また、森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、森林の有する公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標として、標準伐期齢の概ね2倍を超える林齢において主伐を行うものとする。

伐採作業を行うにあたり、空間放射線量率を測定するなど、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林は、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種

樹 種 名	
針葉樹	スギ、カラマツ、アカマツ等
広葉樹	キリ、イヌエンジュ、クヌギ、ナラ類、クリ等

(注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、町の林務担当課又は林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の樹種別の植栽本数

樹 種	標準的な植栽 本数(本/ha)	備 考
ス ギ	1, 500 ~ 2, 500	樹種・植栽本数の決定に当たっては、造林地の自然的条件、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案の上、定めるものとする。
アカマツ	5, 000	
カラマツ	1, 500 ~ 2, 500	
キ リ	500	
その他広葉樹	1, 500 ~ 6, 000	

(注1) 複層林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材績による率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。

(注2) 上記の標準的な植栽本数によらない場合は、町の林務担当課又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ 人工造林の方法

気象その他の対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の造林方法等を勘案して地拵えの方法、植栽時期、植え付けの方法その他必要な事項を、下記のとおり定めるものとする。

また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫システムの導入に努めるものとする。

その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	○植付け予定地の雑草木、ササ類等、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒・刈り払いにより全面にわたり取り除き、刈払ったものは伐採木の梢端部や枝条とともに山腹の適切な所に集積し、棚積等を実施する。 ○植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。 ○傾斜角30度以上の傾斜地又は積雪不安定地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにし、その棚を支えるため、ある程度の高さで伐った広葉樹等を2mおき位に立てる。
植付けの方法	○植付け地点を中心に周囲60～70cm程度の落葉、雑草、その他地被物を取除き、30～40cm四方、深さ25～30cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。 ○凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入する。 ○多雪地帯の急傾斜面に植付ける場合は、直角植又は斜め植え、あるいは巢植えなどの植付地に適した方法によるものとする。
植栽の時期	○春植えを行う場合は、無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け、梅雨入りの前までに、ヒノキは春の

	早い時期までに、アカマツ、カラマツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに植栽する。 ○秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行う。
--	--

コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を含む人工造林地で皆伐については、当該伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。ただし、択伐については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種

樹 種 名		備 考
針葉樹	アカマツ、モミ等	その他、将来その林分において高木となり得る樹種
広葉樹	クヌギ、ナラ類、ブナ等	
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、ミズナラ、コナラ等	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

天然更新を行う際には、対象樹種における期待成立本数に10分の3を乗じた本数（立木度3）以上の本数（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）を更新するものとする。

天然更新の対象樹種における5年生時期待成立本数は下表のとおり。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期 待 成 立 本 数
針 葉 樹	10,000
広 葉 樹	10,000

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	○ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
刈出し	○ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。

植込み	○天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
芽かき	○ぼう芽更新を行った林分について、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1～3本残し、それ以外はかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採3年目頃、2回行う場合は伐採後1～2年目頃と5～6年目頃に行うものとする。

<立木度> 幼齢林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。 $\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}}$	
--	--

ウ その他天然更新の方法

天然更新による場合、(3)に定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に天然更新の対象樹種が立木度3（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって更新完了を判断するものとする。

なお、更新すべき立木の本数を満たす天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は人工造林を行って適切な更新を確保するものとする。

また、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」（平成24年8月16日付け24森第905号）によるものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とは、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林課長通知）において示されている設定例を基本とし、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区分	備 考

人工林	森林の下層植生、周辺森林の母樹の保存状況・伐採面積等の条件により、天然更新が期待できる森林については、天然更新を認めるものとする。ただし、その場合、2の(2)のイに基づき更新完了の判断を行い、更新が完了していない場合は植栽等を求めるものとする。
-----	--

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数は1ヘクタール当たり概ね10,000本とする。

また、更新すべき本数は1ヘクタール当たり概ね3,000本以上とする。

5 その他必要な事項

都市部を中心に社会的問題となっている花粉症に対処するため、花粉発生抑制対策として花粉の少ないスギ苗木の使用を推進するものとする。

また、放射性物質の拡散抑制のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図るものとする。きのこの原木林再生のため、技術の開発状況や知見の修正等も踏まえ、ぼう芽更新による広葉樹林の再生を推進するものとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	植栽 本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	2,500	13	17	23	30	40	選木は、林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うこと。 間伐率は、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。

アカマツ	5,000	17	21	26	32	39	なお、適度な下層植生を有する適性な林分構造が維持されるよう適正な伐採率により繰り返し間伐を行うこと。 間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。
カラマツ	2,500	12	16	22	27	35	列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施すること。 長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに、生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上、行うこと。 施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐に努める。 平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の森林は概ね10年、標準伐期齢以上の森林は概ね15年とすること。

「間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う」

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類別の標準的な実施林齢及び回数

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
下刈り	スギ	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
	アカマツ	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
	カラマツ	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
雪起こし	スギ						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
つる切り	スギ												○			○					
	アカマツ													○							
	カラマツ											○									
除伐	スギ												○			○					
	アカマツ													○							
	カラマツ											○									
枝打ち	スギ													○			○				○

(注1) 本表は、地位(中)における20年生までの一般的な保育基準であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施林齢、回数は異なるので、地域の実情に応じて適用することとする。

保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	標準的な方法
下刈り	雑草木が造林木の成長に支障を及ぼしている林分を対象に、局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて、作業の省力化・効率化に留意しつつ、適切な時期及び作業方法により行うものとする。また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。
つる切り	下刈りの終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類の繁茂状況に応じて行う。
除伐	下刈りの終了後、間伐を行うまでの間に行い、目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し有用なものは保残し育成する。
枝打ち	経営の目的、樹種の特性、地位及び地利等を考慮して行う。

3 その他必要な事項

森林所有者が自主的に長伐期施業を行う場合は、林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施するものとする。この場合、立木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐するものとする。

また、花粉症対策に資するため、スギ、ヒノキの人工造林地の間伐にあたっては、雄花着花量の多い材木について優先的に実施することとする。

森づくり公社では、水源かん養機能や土砂流出防止機能を高度に発揮させるべく、上層木の健全な成長を確保しつつ、多様な下層植生の発達を図るべく、以下の基準に基づき、林内照度の管理によって天然力を活用した針広混合林化施業を行い、主伐は、以下の基準に基づき、スギ及びその他の樹種80年、ヒノキ90年とする。

施業基準

施業種	施業の内容
下刈り	6年生(春植え)～7年生(秋植え)まで実施
雪起し	会津地方のスギ・ヒノキの2～3齢級(6～15年生)林分で、被害率30%以上で実施
除伐	3～4齢級で1回(雑木の繁茂が著しい場所にあつては2回)実施
枝打ち	スギ・ヒノキの3～4齢級を4m以内で1回実施
保育間伐	5～7齢級の林分を対象に間伐率30%で1回実施
利用間伐	8齢級以上(40年生、50年生、65年生)の林分を対象に間伐率30%で1回実施

上記1及び3に定める間伐基準に照らし、計画期間内(前期5年間)において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等を参考資料(5)に示す。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定
別表 1 のとおり。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長や伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進するものとする。

また、この場合の樹種毎（区域毎）の伐期齢の下限を標準伐期齢に 10 年を加えた林齢とし、下表のとおり定め、その施業の方法による森林の区域については、別表 2 のとおりとする。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種			
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ
金 山 町	55 年	60 年	55 年	55 年

地 域	樹 種			
	その他 針葉樹	クスギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
金 山 町	65 年	25 年	75 年	30 年

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定
別表 1 のとおり。

イ 施業の方法

施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進するものとする。

なお、具体的施業の区分を以下に示すとともに、施業方法別の森林の区域は別表 2 のとおり。

- (7) 長伐期施業を推進すべき森林

適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分において、これら公益的機能の確保が可能な森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定め、樹種毎（区域毎）の伐期齢の下限を標準伐期齢の概ね 2 倍以上とし、下表のとおりとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種			
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ
金 山 町	90 年	100 年	90 年	90 年

地 域	樹 種			
	その他	クスギ	広葉樹	広葉樹

	針葉樹		(用材)	(その他)
金 山 町	1 1 0 年	3 0 年	1 3 0 年	4 0 年

(イ) 複層林施業を推進すべき森林

次の①から③に示す森林のうち、これら公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定め、それ以外の森林については「複層林施業を推進すべき森林」として定めるものとする。

- ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破砕帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力のきわめて弱い土壌からなっている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地からなっている箇所、表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所等の森林等
- ② 都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

(ウ) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林

保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林で、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

別表 1 のとおり。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期、及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

特になし。

第 5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

金山町における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業体等による「森林経営計画」の作成を促進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。

2 森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者が施業できない場合等、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに森林経営の委託への転換を目指すものとする。そのため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・あっせん等を推進するものとする。

また、その際に施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するものとする。

このほか、間伐等の適切な森林整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や林地台帳、森林クラウドの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施する場合、森林経営の受託の方法及び立木の育成権の委任の程度等に留意すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、町が森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、金山町森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

加えて、経営管理権または経営管理実施権の設定が見込まれる森林においては、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林または木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進するべき森林の区域に位置づけるとともに、森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図るものとする。

5 その他必要な事項

特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

当町の森林所有者は、5ha以下の所有者が92.2%と大部分を占めており、林業従事者の減少による労働力不足、所有境界の不明確な森林の増加等による委託作業の停滞などで共同化が進まず、林業事業体頼みの状況が続いている。所有者が自ら行う森林整備については、余剰労働により細切れ的に施業されているのが現状である。

そのため、多くの森林は保育・間伐が遅れており、積極的に保育管理を進める必要

がある。

労働力不足の解消を補うため、地域を一体的・計画的に施業を進めるため、所有者間の合意形成、所有境界の明確化が必要であり、普及活動の強化及び入会林野の整備を推進させる等により共同化を図る。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

当町の森林整備については、一体的な共同作業はまだまだ遅れているのが現状である。

優良材生産には枝打ち・間伐が必要不可欠であり、今後森林組合との施業協定推進を図るため、入会林野の整備を進め、権利を明確化させることにより、未利用になっている入会林野の有効活用を図る。また、共同化を一層進めるため、現在行われている集落の共有林施業を基礎に一定地域に作業班を結成し、相互に連携しながら下刈りから間伐、主伐までを計画的に実施する。さらには、組織化を推進するための援助及び指導の強化を図る。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林施業を実施する場合には、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする「施業実施協定」の締結等により、森林所有者等が共同で行う施業の確実な実施を促進するものとする。

4 その他必要な事項

特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムについては以下のとおり。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	(車両系作業システム)	30以上	80以上	110以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	(車両系作業システム)	23以上	62以上	85以上
	(架線系作業システム)	23以上	2以上	25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	(車両系作業システム)	16以上	44<34>以上	60<50>以上
	(架線系作業システム)	16以上	4<0>以上	20<15>以上
急峻地 (35° ~)	(架線系作業システム)	5以上	0以上	5以上

(注1) 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用するものとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないものとする。

(注2) 「急傾斜地」の<>書きは広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘

導する森林における路網密度。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）については、今後必要に応じて検討する。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める「林道指針」及び「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」（平成23年1月25日22森第2412号農林水産部長通知）に則し開設するものとする。

なお、森林整備と一体となった放射性物質対策を進める場合の路網開設に当たっては、放射能性物質の拡散抑制の観点から、土工量の少ない線形の選択や、土砂流出防止対策を実施するなど、土砂流出の抑制措置を講じるものとする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進するものとする。

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	延長(m)及 び 箇所数	利用区域面 積(ha)	前半5カ年 の計画箇 所	対図 番号	備 考
開設 (新設)	自動 車道	林道	大字横田 (86)	大曾根	1,500	328		①	その他 3396
開設 (新設)	自動 車道	林道	大字本名 (65・66・67)	坂瀬川	1,000	<10> 201		②	その他 2191
開設 (改築)	自動 車道	林道	大字沼沢 (4・7・8)	松出山	2,469	163		③	その他 4864
開設 計				3	4,969				
拡張 (改良)	自動 車道	林道	大字本名 (65・66・67)	坂瀬川	120 4	<10> 201		②	2191 法面保全 4
拡張 改良	自動 車道	林道	大字大志 (29・30)	上井草	600 6	515		④	2053 局部改良 4 法面保全 2
拡張 (改良)	自動 車道	林道	大字横田 (86)	四十九院	100 1	43		⑤	4460 法面保全 1
拡張 (改良)	自動 車道	林道	大字本名 (67・70・71 ・73・75)	本名室谷	5,360 8	<20> (6,118) 12,970		⑥	11019 局部改良 6 法面保全 2
拡張 (改良)	自動 車道	林道	大字横田 (81・82・84)	横田	480 4	(237) 465		⑦	13240 局部改良 2 法面保全 2

拡張 (改良)	自動 車道	林道	大字本名 (67・70・71 ・73・75)	風来沢	200 2	<23> (689) 1,447		⑧	2054 局部改良 1 法面保全 1
拡張 (改良)	自動 車道	林道	大字小栗山 (39・40・51)	小栗山	300 1	190		⑨	3125 橋梁改良 1
拡張 (改良)	自動 車道	林道	大字山入 (95)	沼ノ又	50 1	472	○	⑩	24384 局面改良 1
拡張 (舗装)	自動 車道	林道	大字本名 (67・70・71 ・73・75)	本名室谷	18,065	<20> (6,118) 12,970		⑥	11019
拡張 計				9	25,275 27				

注 1 開設・拡張別に記載し、それぞれ総数を記載する。

2 拡張に当たっては、舗装又は改良の内容を（ ）を付して併記する。

3 都道府県知事が行う指定林道（農林水産大臣の指定を見込むものを含む。）の開設や林業専用道の開設等の場合は、区分欄にその旨記載する。

4 位置欄は、字、林班等を記載する。

5 支線及び分線については、同一覧にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名欄に「○○支線他」と記載するとともに、備考欄には支線名及び分線名を記載する。

6 利用区域の面積は、当該開設路線の利用対象となる森林の面積を記載する。

7 計画の始期から5年以内に開設または拡張を行うものについては、前半5年分の欄に○印を記載する。

8 路線の起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載する。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める福島県森林作業道作設指針（平成23年3月25日22森第2781号農林水産部長通知）に則し開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

福島県森林整備加速化・林業再生基金事業（路網整備事業）事務取扱要領（平成27年2月20日付け26森第3529号）、福島県森林整備促進路網整備事業実施要領（平成28年5月9日付け28森第236号）等に基づき管理者を定め、森林作業道が継続的に利用できるよう台帳を作成して適切に管理するものとする。

「福島県森林整備加速化・林業再生基金事業（路網整備事業）事務取扱要領（平成27年2月20日付け26森第3529号）」、「福島県森林整備促進路網整備事業実施要領（平成28年5月9日付け28森第236号）」等に基づき、管理者を定め、

台帳を作成し善良な管理をするものとする。

(3) 林産物の搬出方法

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出方法にあたっては林地保全に配慮した集材路や土場の配置・作設及び人家、道路、取水口周辺等の配慮、生物多様性と景観への配慮のため、「主伐時における伐採・搬出指針（令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号林野庁長官通知）」を考慮し決定することとする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし

4 その他必要な事項

特になし。

第８ その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

当地域の林業労務者の現状は、冬季の積雪により作業の平準化は困難であり、所有者ごとの森林所在地が点在しているため、作業効率の悪さや施業地の奥地化による通勤時間の増加、稼働時間の減少による労働損失日数の増大などの諸問題を抱えている。

地域林業の活性化を図り、森林の保全・管理等を適切かつ着実に推進していくためには、就労条件の改善等を通じて若者の新規参入を促進し、バランスのとれた林業労働力を安定的に維持・確保していくことが重要な課題である。

こうした観点から地域の労働力を組織化し、個々の労働者の技能・技術と経営体の基本装備や経営ノウハウを組み合わせた組織を育成していくことが必要であり、地域の資源状況、労働力の需要動態、林業事業体の実態を踏まえながら条件整備を進めていくものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

当地域の機械化は、刈払機、チェーンソーなどの手持ち機械を中心としたものにとどまっている。その背景には、超高齢社会の進行が第一にあげられるが、小規模経営のため所有者ごとの森林所在地が点在しており、施業地が年々奥地化している現状から集約化が進まず、機械化が進まない現状にある。

今後、高性能林業機械導入による低コスト化及び省力化については、必要に応じて検討するものとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

当地域には、山菜加工施設、製材所、桐加工施設などがあるが、個々で加工・販売しており、経営規模も小規模なため、林産物の効率的利用はなされていない。

今後、特用樹・広葉樹の利用による特色ある製品の開発、ワラビ・ゼンマイ等の樹下栽培と菌茸類を組み合わせた複合経営等による安定した生産物の確保、共同生産体制による製品の安定供給、町営施設（こぶし館）を中心とした流通経路の確立、町内一体となった機構の整備が必要であり、関係機関と連携を図りながら計画的に推進さ

せ、市場性を高めることにより地場産業の振興を図るものとする。その際、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう合法的伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努めるものとしします。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

被害が発生した場合関係者間で連携して速やかに対応策を検討するものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

カシノナガキクイムシや松くい虫等森林病虫害の被害については、保全すべき森林や自然公園区域等において重要な森林を中心として、予防と駆除を組み合わせた総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止、並びに健全な森林の育成に努めるものとする。

また、その他病虫害被害についても、その被害状況や緊急性、被害森林の公益的機能等に配慮した対策を講じるものとする

(2) その他

被害が発生した場合関係者間で連携して速やかに対応策を検討するものとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等の健全な森林整備を推進するものとする。

3 林野火災の予防の方法

森林の持つ公益的な機能や森林への関心の高まりに伴い入山者が増加し、林野火災発生危険性も増大していることから、地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然の防止に努めていくものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合は、金山町火入れに関する条例（昭和59年金山町条例第10号）に基づく必要な措置を行うものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

ア 該当なし

(2) その他

森林巡視による森林被害の早期発見に努めるとともに地域における森林の健全性を維持していく観点から、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図り、被害森林の伐採・更新や樹種転換の促進、病虫害や気象害に強い抵抗性品種の導入を促進する。

また、林野火災や気象災害による森林所有者の損失を補填するための森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

今後、必要に応じて検討するものとする。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

今後、必要に応じて検討するものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

今後、必要に応じて検討するものとする。

(2) 立木の期待平均樹高

今後、必要に応じて検討するものとする。

4 その他必要な事項

特になし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

番号	区域名	林 班	区域面積 (ha)
1	沼沢区域	1 林班～2 0 林班	1, 9 3 7 . 0 9
2	中川・大志区域	2 1 林班～3 1 林班	1, 0 8 9 . 4 9
3	野尻川区域	3 2 林班～5 1 林班	1, 6 8 2 . 6 1
4	本名・西谷区域	5 2 林班～7 8 林班	2, 6 0 4 . 4 5
5	横田区域	7 9 林班～1 0 5 林班	2, 7 4 8 . 8 2

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公示された後、林業経営者は当該森林について森林経営計画の作成に努めること。

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位 置	規 模	備 考
合併処理浄化槽	町内一円	2 5 戸	

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

特用樹・広葉樹利用による特色ある製品の開発、ワラビ・ゼンマイ等の樹下栽培と菌茸類を組み合わせた複合経営等による安定した生産物の確保、共同生産体制による製品の安定供給、道の駅奥会津かねやま内にある金山町活性化センター「こぶし館」を中心とした流通経路の確立等を関係機関と連携を図りながら計画的に推進させ、市場性を高めることにより地場産業の振興を図るものとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

今後、必要に応じて検討するものとする。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

当町は、山岳、河川、湖沼など豊かな自然条件に恵まれており、広葉樹林等が優れた景観を有しており、この森林景観等を楽しみに県内外から多くの来訪者がある地域で、林業体験や森林整備の一環として実施してきた植樹祭や広葉樹林の森林整備などの機会を通じ、周囲の森林と調和した郷土の広葉樹を積極的に取り入れるなど、町民参加の森づくりが行われてきたところである。

今後についても、これらを積極的に推進するとともに、教育委員会等の関係者と

連携を図りつつ、児童・生徒等に対する森林や林業についての森林環境学習を開催する。さらに、森林をフィールドとした活動に参加したいという要望等に応えるため、町民が自主的に森林整備活動の場として活動できるよう町内の森林を整備し、技術的助言や情報提供に努められるよう支援していくこととする。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

当地域の只見川支流や野尻川流域は、大部分が穏やかな地形であり、天然林が多く、ブナ・ミズナラ・コナラ等が主であり、人工林はカラマツが主である。

中流域は、急峻な地形で大部分がブナを主とする天然林で、一部には天然杉も存在している。雪崩の繰り返しによる雪触地形にはミヤマナラ等の低木林も分布するなどの地形・地質等の条件から、山地災害防止機能の発揮が期待される。本名御神楽岳、日尊の倉山周辺の国有林の奥会津森林生態系保護地域には、日本海側多雪地の森林群落が大規模に保存されて、自然環境の維持を図っている。

また、只見川上流域は急峻な山岳地形で、大部分はブナを主とする天然林である。

只見川流域全体を通し、川上から川下まで一体となった合理的な森林を維持するためのシステム等の確立を図り、関係機関及び地域の関係者等との連携を図り、上下流域の連携を密にし、森林の維持管理経営を行うこととする。

(3) その他

特になし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

今後モデル地区等を設定し意向調査等を実施しながら森林の区域、作業種を設定し事業を実施する。

7 その他必要な事項

特になし。

【別表 1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養 ^{かんよう} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	林班の全部 8、26、27、30、49、50、53、55、60～63、66～71、74、75、86、90、94、97～99林班	2,919.22
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	林班の一部 14林班の28～29、31～32、34、36、68～70、269小班 21林班の297～299、308～311、314～315、317小班 27林班の4～16小班 29林班の12～13、77～79、81～82、144～150、152～154小班 31林班の259～261、276～279、281小班 32林班の39～41小班 37林班の3～5、26～30、37～40小班 38林班の15小班 40林班の9、31、36、37～38、245～246、270～277小班、297、304～306小班 42林班の285～287小班 43林班の658小班 52林班の2、30～31、33、35小班 53林班の130小班 54林班の239小班 55林班の96～98、101、104～107小班 63林班の4、17～22、25～27小班 71林班の17～20小班 78林班の42、44～46、96～98、104～108、115小班 79林班の39～42、88、90～92、94～96、98、100、106小班 80林班の39、41、45～47、141～142小班 92林班の39～40、42、55、57～58小班 94林班の31、38、48小班 97林班の3、64～77小班 99林班の40小班 100林班の193、200～201小班 104林班の16、29～30、38、54～55、58～64、68小班	465.97
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	なし	0.00
保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	なし	0.00

その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	なし	0.00
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	林班の全部 1～7、9～25、28、29、31～48、51、52、54、56～59、64、65、72、73、76～85、87～89、91～93、95、96、100～105林班	7,143.01
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	なし	0.00

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	林班の全部 8、26、27、30、49、50、53、55、60～63、66～71 74、75、86、90、94、97～99林班 ただし、以下において長伐期施業を推進すべき森林に指定する区域を除く。	2,765.99
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	林班の一部 14林班の28～29、31～32、34、36、68～70、269小班 21林班の297～299、308～311、314～315、317小班 27林班の4～16小班 29林班の12～13、77～79、81～82、144～150、152～154小班 31林班の259～261、276～279、281小班 32林班の39～41小班 37林班の3～5、26～30、37～40小班 38林班の15小班 40林班の9、31、36、37～38、245～246、270～277小班、297、304～306小班 42林班の285～287小班 43林班の658小班 52林班の2、30～31、33、35小班 53林班の130小班 54林班の239小班 55林班の96～98、101、104～107小班 63林班の4、17～22、25～27小班 71林班の17～20小班 78林班の42、44～46、96～98、104～108、115小班 79林班の39～42、88、90～92、94～96、98、100、106小班 80林班の39、41、45～47、141～142小班 92林班の39～40、42、55、57～58小班	465.97

		94林班の31、38、48小班 97林班の3、64～77小班 99林班の40小班 100林班の193、200～201小班 104林班の16、29～30、38、54～55、58～64、68小班	
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	なし
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	なし
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		なし